

施策体系比較表

施策体系 1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する

1. 中間案 (H23.1)

番号	施策体系・実施施策
1	私たちの「杜の都・仙台」で長い間培われてきた豊かな自然環境を、今後の都市のあり方として積極的に生かしながら、移動距離が少なく効率的な活動が行われるまちの構造・配置を低炭素化に向けた視点から積極的に計画し、最適化を図ります。
1(1)	都心、拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 市街地の拡大を抑制し、業務、商業、居住などの都市の機能を、地域のそれぞれの役割に応じて適切に配置することによって、移動距離が少なく、効率的なエネルギー利用が図られるまちづくりを進めます。
1(1)ア	東北の中核都市にふさわしい商業・業務・居住などの多様な都市機能の集積と高度化など、集積を生かした効率的なエネルギー利用が図られるよう、都心部の都市機能の強化・拡充を図ります。
1(1)イ	泉中央及び長町地区に配置する広域拠点、仙台港周辺の国際的な経済、物流、交流機能の集積、青葉山周辺地区の研究開発拠点、学術文化交流機能を集積するなど、都心と機能を分担した拠点の機能強化・充実を図ります。
1(1)ウ	東西線沿線は地域特性や多様な資源を生かし、南北線沿線は広域拠点を補完するなど、公共交通の利用促進が図られるよう、都市軸周辺への居住を推進しながら、都市軸の形成を図ります。
1(1)エ	郊外区域において、暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域の交通の確保など、地域特性に応じた良好な生活環境の形成を図ります。
1(1)オ	公共交通の利便性向上といった視点等から都市計画道路網の見直しを行い、駅へのアクセス道路やバスの走行性を高める道路などの整備を進めることにより、公共交通を中心とした将来都市構造の形成に資する新たな道路網を構築します。
1(2)	自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成 山林、農地、河川など本市の多岐に渡る自然環境を、高効率で利便性の高いエネルギーシステムとしてより多くの人が活用できるようにするなど、環境調整機能を最大限に生かし、エネルギー利用が最適化された地域を形成します。
1(2)ア	市域の大気浄化や気候緩和の機能を有する東部田園地域や河川などを保全するとともに、適切な建物の配置や空間を確保し、自然を生かしたまちづくりを進めます。
1(2)イ	透水性舗装、駐車場舗装面の緑化や芝生による地表面被覆の改善、通風の確保、ビルの屋上や壁面の緑化、木陰を創出する緑化などにより、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
1(2)ウ	コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、地域で活用できる高効率なエネルギーシステムの導入を促進します。
1(2)エ	再生可能エネルギーなどによる小規模で分散型の電源の有効活用のため、電力を融通しあい効率よく利用するためのスマートグリッド・スマートコミュニティの技術の活用を検討します。
1(3)	杜の都の緑の資源の確保 二酸化炭素吸収効果の高い森林環境を保全するとともに、生物多様性の向上や水循環の確保など森林の機能を最大限に発揮するよう、維持管理活動を支援することによって、その環境価値の向上を図ります。
1(3)ア	森林資源の適切な利用量や有効な活用法、森林の持つ様々な機能等の基礎的な情報を把握するため、本市の森林の二酸化炭素の吸収・固定能力の調査・評価を行います。
1(3)イ	森林環境の維持管理活動や林産物の生産・販売等の支援、地域産材を活用した建築物の木造化・木質化の推進に努めます。
1(3)ウ	森林保全の関係法令を厳正に運用し、豊かな森林環境の保全を図ります。
1(4)	気候変動によるリスクを軽減するまちづくり 既に顕在化しつつある又は今後十分に予想される気候変動の影響による致命的な被害や経済的損失を回避するために、予見的かつ計画的に気候変動によるリスクを軽減するまちづくりを進めます。
1(4)ア	気候変動による生物の生息・生育環境喪失のリスクを軽減するため、動物の移動経路や生態系間のつながりを確保する緑地や河川等によるネットワーク化を進めます。
1(4)イ	集中豪雨等による被害軽減のため、雨水の流出抑制施策による水循環の改善、また下水道の整備による速やかな排水対策を進めます。
1(4)ウ	河川の氾濫や土砂災害防止のため、森林や河川の環境整備や維持管理を適切に行い、保水力の向上を図ります。

削除

2(1)エへ統合

1(4)エオ

統合

削除

1(3)アへ統合

削除

1(5)	適正な配置や構造の誘導 行政が関与する手続きや制度を活用するなどして、まちづくりが低炭素型のものとなるよう、都心等への市民の居住や事業者の立地の積極的な誘導を行います。
1(5)ア	都市計画提案制度や総合設計制度、環境影響評価制度等において「杜の都環境プラン」第5章土地利用における環境配慮の指針を活用するなどして、住民や事業者が行うまちづくりが低炭素型になるよう誘導します。
1(5)イ	都心において、暮らしを支える生活利便施設の立地の誘導、高密度な居住空間の形成や円滑な住み替え支援の推進などを検討することにより、魅力や利便性を生かした都心居住を図ります。

2. 中間案の修正案

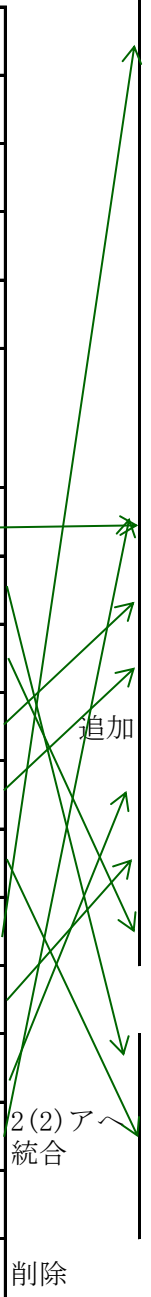
番号	施策体系・実施施策	
1	私たちの「杜の都・仙台」で長い間培われてきた豊かな自然環境を十分に生かしながら、移動距離が少なく効率的な活動が行われるまちづくりをすすめて、低炭素の面からまちの構造・配置の最適化を図ります。	
1(1)	都心、拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置 市街地の拡大を抑制し、業務、商業、居住などの都市の機能を、地域のそれぞれの役割に応じて適切に配置することによって、移動距離が少なく、効率的なエネルギー利用が図られるまちづくりを	<コンパクトシティによるE効率化>
1(1)ア	仙台駅を中心とした都心部において、商業・業務機能や文化・芸術機能など東北の中核都市にふさわしい多様な都市機能の強化・拡充を図ります。	都心
1(1)イ	広域拠点（泉中央地区/長町地区）、機能拠点（仙台塩釜港周辺地区の国際経済流通拠点/青葉山周辺地区の国際学術文化交流拠点）の機能強化・充実を図ります。	拠点（広域拠点、機能拠点）
1(1)ウ	地下鉄東西線・南北線沿線において交通便利性を活かした土地の高度利用や都市機能の集積を図ることにより、十文字型の都市軸形成を図ります。	都市軸
1(2)	分散型や面的なエネルギー利用の推進 都市の防災性の向上と低炭素社会を実現するため、分散型エネルギーの利活用、地域・複数施設間での面的なエネルギー利用など、地域内のエネルギー最適化に資する技術の導入について検討します。	<エネルギーの分散・面利用>
1(2)ア	地域冷暖房やエコモデルタウンなど、地域や複数施設におけるエネルギーの面的利用をすすめます。	地域エネルギーシステム
1(2)イ	コージェネレーション（熱電併給）システムなど、非常時にも有用な分散型エネルギーの導入を促進します。	分散型エネルギー
1(3)	自然環境の保全と継承 二酸化炭素吸収効果の高い森林環境を保全するとともに、生物多様性の向上や水循環の確保など森林の機能を最大限に発揮するよう、維持管理活動を支援することによって、その環境価値の向上を	<自然環境による緩和機能の活用>
1(3)ア	環境保全や都市計画に関する関係法令等の適切な運用と保全活動などにより、豊かな自然環境を生かしたまちづくりをすすめます。	環境保全：規制運用と保全活動
1(3)イ	森林資源の適切な利用量、活用法、市の森林の二酸化炭素の吸収・固定能力など、森林の持つ機能等の基礎情報の把握を検討します。	森林保全 ①基礎情報把握
1(3)ウ	適切な主伐や間伐、作業路網の整備、住民参加の維持管理活動、地域産材を活用した建築物の木質化推進などにより、森林保全や林業振興を図ります。	②林業支援
1(4)	気候変動によるリスクを軽減するまちづくり 既に顕在化しつつある又は今後十分に予想される気候変動の影響による致命的な被害や経済的損失を回避するために、予見的かつ計画的に気候変動によるリスクを軽減するまちづくりを進めます。	<気候変動リスク低減>
1(4)ア	雨水の排水対策や流出抑制施策をすすめて集中豪雨等による被害軽減や水循環の改善を図ります。	自然災害 ①都市部
1(4)イ	森林や河川の環境整備や維持管理を適切に行い、河川の氾濫や土砂災害防止を図ります。	②郊外部
1(4)ウ	動物の移動経路や生態系間のつながりを確保する緑地や河川流域等の保全に努め、生物の生息・生育環境喪失のリスク軽減を図ります。	自然生態系
1(4)エ	みどりの回廊づくり、公園整備、屋上緑化、緑のカーテンなどにより、「杜の都」のみどりを守り育てます。	熱環境改善 ①「杜の都」のみどり
1(4)オ	透水性舗装、通風の確保などによるヒートアイランド現象の緩和を図ります。	②水と風

施策体系 2. 低炭素型交通システムの利用を促進する

1. 中間案 (H23.1)

番号	施策・事業等
2	集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる 集約型の都市の要であり都市交通の軸となる鉄道及びこれと結節するバス路線網を整備するなど、環境への負荷が少なく、快適性、利便性、安全性を兼ね備えた利用価値の高い公共交通中心の交通体系を構築し、より環境負荷の少ない交通手段が選択されるよう市民、事業者に促します。
2(1)	鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築 二酸化炭素排出の少ない十字型の鉄道を軸として、集約型の都市に適した安全・安心・快適・便利に利用できる公共交通を中心とするエネルギー効率の高い交通体系を構築します。
2(1)ア	十字型の「都市軸」を形成するため、都心と広域拠点を結んでいる南北線に加え、西部の学術研究機能と東部の産業機能など多様な都市機能を集積・連携す
2(1)イ	定時性・速達性が高く環境負荷の低い鉄道への乗り継ぎができるようバス路線を再編します。

2(1)ウ	駅前広場やパークアンドライド駐車場、駐輪場を整備するなど鉄道の利用を促進する駅の結節機能を強化します。
2(1)エ	仙台駅周辺など交通機関が集中する場所では、交通の円滑化に配慮しながら、バス乗降場の集約化や交通機関の相互乗り換え機能を向上させるなど、利用者
2(1)オ	鉄道とバスが連携した乗継割引制度等の拡充に関する検討や、利用しやすい乗車券サービスの提供・運賃のあり方を検討するなど、公共交通の利用促進を図
2(1)カ	IC乗車券を導入することにより、バスと鉄道の乗り継ぎをスムーズにするなど、公共交通の使いやすさを向上させる。また、利用者の利便性の向上につな
2(1)キ	路線バスの運行サービスが不十分な地区等での乗合タクシーの導入など、市民協働による生活交通手段の確保のための支援方策を検討します。
2(2)	環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進 公共交通機関や自転車の利用、あるいは徒歩での移動を促すため、安全で快適なまちづくりを進めます。また、エネルギー効率の高い交通手段の優先的な利用の促進を図ります。
2(2)ア	市民、交通事業者、企業などとの協働により、環境負荷の少なさなど、公共交通の良さを周知し、公共交通の利用者増加を目指すため、モビリティマネジメ
2(2)イ	ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及を進めるとともに、更なる普及拡大のための方策を検討します。
2(2)ウ	広い幅員の道路空間を再構成するなど、都心部において回遊性と安全性の高い、歩いて楽しい空間づくりを進めます。
2(2)エ	都心における自動車利用の適正化と走行環境改善を図るため、都心に流入する車両から公共交通への乗換え（パークアンドライド）を促進します。
2(2)オ	建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和40年仙台市条例第21号）の緩和等による、都心部における必要以上の駐車施設の増加抑制等の検
2(2)カ	複数の人で自動車を共同利用するカーシェアリングや、1台の車に同乗する相乗りなど、車の利用を効率化する取り組みを促進します。
2(2)キ	バスの定時性・速達性を高めるため、バスレーンの導入を進めます。
2(2)ク	自転車利用を促進するため、自転車走行環境の改善や駐輪場の整備、コミュニティサイクルの導入などを促進します。
2(2)ケ	公共交通利用と中心部での買い物を結びつける仕組みを検討します。
2(2)コ	車に頼らなくても日常生活には支障がないことを実感してもらうカーフリーデーの実施に努め、地域のにぎわいを創出するイベントストリート（歩行者天
2(2)サ	市外から流入する場合も含め、事業者の、アイドリングストップ等のエコドライブを促進し、次世代自動車等の二酸化炭素排出の少ない車両の導入促進策を
2(2)シ	施策の推進に当たり、関係者の相互連携、取り組みの一体的推進を図る体制を確保し、低炭素面から積極的に働きかけ、推進を図るとともに、中長期的な視
2(2)ス	共同配送や共同荷さばき駐車施設の設置などによる交通環境の向上を目指し、都市内物流の効率化を検討します。



2. 中間案の修正案

番号	施策・事業等
2	低炭素型交通システムの利用を促進する 集約型の都市の要であり都市交通の軸となる鉄道及びこれと結節するバス路線網が整備されたことに伴い、環境への負荷が少なく、快適性、利便性、安全性を兼ね備えた公共交通の運用をすすめるとともに、より環境負荷の少ない交通手段が選択されるよう市民、事業者に促します。
2(1)	鉄道軸を骨格とする公共交通体系の整備運用 都心と広域拠点を結ぶ地下鉄南北線と、学術研究機能と産業機能を結ぶ東西線を基軸として、まちづくりや結節機能充実と連動させることなどにより、低炭素型公共交通体系の運用をすすめます。
2(1)ア	十字型の地下鉄南北線と東西線を都市軸としたまちづくりや公共交通体系運用をすすめます。
2(1)イ	運行ダイヤや路線網再編などにより、鉄道とバスの結節向上をすすめます。
2(1)ウ	駅前広場やパークアンドライド駐車場、駐輪場、駅へのアクセス道路整備などにより、鉄道と車や自転車の結節を向上させます。
2(1)エ	バスレーンの導入により、バスの定時性・速達性を高めます。
2(1)オ	バス乗降場の集約化や交通機関の相互乗り換え機能向上などにより、公共交通軸の起点となる仙台駅周辺の利便性向上を図ります。
2(1)カ	鉄道とバスが連携した乗継割引制度やポイント制度を運用します。
2(1)キ	ICカード乗車券「icsca（イクスカ）」の普及拡大により、乗降や乗り継ぎをスムーズにします。
2(1)ク	市民・交通事業者との協働により、路線バスの維持や、路線バスの運行が難しい地区等における生活交通の確保を図ります。
2(2)	環境負荷の少ない交通手段の利用促進 啓発活動と環境整備により、公共交通機関や自転車・徒歩での移動を促します。また、やむを得ない自動車利用にあたっては、次世代自動車やエコドライブを推進することにより、環境負荷の少ない交通手段の利用を促進します。
2(2)ア	情報提供やイベント等により、公共交通の利用を促進するモビリティマネジメント（せんだいスマート）を推進します。
2(2)イ	都心に流入する車両から公共交通への乗換え（パークアンドライド、パークアンドバスライド）を促進します。
2(2)ウ	建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（昭和40年仙台市条例第21号）緩和等により、都心部における必要以上の駐車施設抑制等を検討しま
2(2)エ	駅舎へのエレベーター設置やノンステップバス（低床バス）の導入などにより、公共交通のバリアフリー化を推進します。
2(2)オ	公共交通利用と施設や店舗の利用を結びつける仕組みを検討します。
2(2)カ	駐輪場やコミュニティサイクルの整備、自転車走行環境の改善などにより、自転車利用を促進します。
2(2)キ	広い幅員の道路空間を再構成などにより、安全に楽しく徒歩や自転車走行が可能な空間づくりを進めます。
2(2)ク	ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及を進めます。
2(2)ケ	複数の人で自動車を共同利用するカーシェアリングや、1台の車に同乗する相乗りなど、車の利用を効率化する取り組みを検討します。
2(2)コ	アイドリングストップ装置付車両の導入や運転方法啓発活動などにより、二酸化炭素排出量の少ないエコドライブを推進します。
2(2)サ	共同配送や共同荷さばき駐車施設の設置などにより、交通環境の向上と都市内物流の効率化を図ります。

<鉄道軸を骨格とする交通体系整備>

骨格整備

結節強化 ①バス乗継
②車、自転車

バスレーン整備

起点強化

乗継ソフト強化 ①乗継運賃、ポイント制度
②ICカード乗車券

生活交通確保

<環境負荷の少ない交通手段の利用促進>

公共交通推進 ①MM

②P&R、P&BR

③駐車場削減

④バリアフリー

⑤買物連携

自転車等選択 ①自転車

②自転車、徒歩空間

低負荷自動車 ①次世代自動車

②カーシェア

③エコドライブ

④物流改善

2(2)アへ統合

削除

施策体系 3. 省エネ・創エネ・蓄エネ技術の普及拡大を図る

1. 中間案 (H23.1)

番号	施策・事業等
3	未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る エネルギー効率の優れている電気自動車等の次世代自動車、家庭用燃料電池等の最新の省エネルギー機器などの導入促進を図るとともに、再生可能エネルギーや、これから普及が期待される新たな環境技術について、積極的な利用や先導的な導入を図ります。
3(1)	省エネ機器の普及・利用促進 ライフスタイルや使用目的に応じて、賢く選択できるよう十分な情報を周知することにより、従来よりも二酸化炭素の排出が少ない省エネルギー機器・設備の普及を進めます。
3(1)ア	ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車、高効率給湯器、家庭用燃料電池等の最新の省エネルギー機器などについての情報の集約・発信、相談窓口の設置や導入支援等により普及拡大を図ります。
3(1)イ	市民・事業者が目にしやすい公共施設などに、今後期待される省エネ技術の計画的な導入に努めるとともに、その効果等を明らかにするなどして、普及拡大につなげていきます。
3(1)ウ	重油等を燃料とする環境負荷の高い設備から、熱量あたりの二酸化炭素や大気汚染物質の排出の少ない天然ガスを主原料とする都市ガスへの積極的な転換を促進します。
3(1)エ	自動車や自転車などの充電に使用できる設備の設置について、市民・事業者と連携・協力しながら整備を促進します。

削除

3(2)	再生可能エネルギーの利用拡大 本市の自然的条件に適した、太陽光やバイオマス等などの再生可能エネルギーの利用を拡大します。
3(2)ア	再生可能エネルギーの導入に関する普及啓発を行い、さらに、市域における再生可能エネルギーに関する導入可能性について整理し、大規模な太陽光発電施設の誘致等について検討します。
3(2)イ	太陽熱を利用した給湯設備、地中熱を利用したヒートポンプ、木質や汚泥等のバイオマスを利用した発電やボイラーなど、公共施設への先導的導入や設置について検討し、再生可能エネルギーの利用の拡大に努めます。
3(2)ウ	ペレットストーブやバイオマスボイラーの利用に関する普及啓発や、バイオマス資源を産出する森林維持活動の促進等を検討します。
3(2)エ	食料や飼料の安定供給に配慮しつつ、化石燃料と競争可能なバイオ燃料の利用促進を図ります。
3(2)オ	市民自らの出資や寄付による、太陽光発電やバイオマス利用施設など再生可能エネルギーを利用した発電を検討します。
3(2)他	その他の事業
3(3)	建築物の省エネ化 冷暖房や給湯、照明などの設備も含め、低炭素型の都市にふさわしいエネルギー効率の高い建築物の建築・改修などの普及促進を図ります。
3(3)ア	省エネ法に基づく届出などを活用し、建築物のエネルギー性能の向上を図るほかに、省エネルギー性能に優れた建築物の普及促進を図るための効果的な施策について検討します。
3(3)イ	建築物の省エネルギーに関する診断や方策導入の提案など、包括的なサービスを提供するESCO事業の公共施設への導入を検討するとともに、民間施設などへの普及を図ります。
3(3)ウ	住宅における断熱化や、高効率の給湯・暖房システムなどの導入などを促進します。
3(3)エ	市内の一定規模以上のオフィスビルや事業所などに、エネルギー使用量の報告や削減計画の策定を求めるなど、エネルギー対策が拡充される方策について検討します。
3(3)オ	屋外広告物照明等の省エネ化の促進に努めます。
3(3)カ	住宅性能表示制度の活用などにより、省資源・省エネルギー住宅の普及を推進します。
3(3)キ	長期優良住宅制度の活用などにより、長寿命化住宅の普及を推進します。
3(3)他	上記以外の事業
3(4)	フロン類等の排出削減の徹底 生産全廃や排出削減に向けた取り組みが進んでいるフロン類（CFC、HCFC、HFC）やその他の温室効果ガスの使用や排出の削減を進めます。
3(4)ア	フロン類の回収を促進するための周知・啓発活動を実施し、フロン類の回収を徹底させます。
3(4)イ	フロン使用製品が適正に使用されるよう適切な情報を提供します。
3(4)ウ	ノンフロンを含むより地球温暖化係数の低い冷媒が使用された製品の導入を促進します。
3(4)エ	病院等における麻酔剤（笑気ガス（一酸化二窒素））の適正管理を促します。
3(4)オ	製造工程等におけるパーフルオロカーボンや六フッ化硫黄の適正管理を促し、代替物の開発・利用に努めます。

削除

削除

3(1)と統合

削除

削除

削除

2. 中間案の修正案

番号	施策・事業等
3	省エネ・創エネ・蓄エネ技術の普及拡大を図り、低炭素型社会の形成を進める 高効率給湯器や家庭用燃料電池等の最新の省エネルギー設備などの導入促進を図るとともに、再生可能エネルギー等の創エネルギー技術、蓄電池等の蓄エネルギー技術およびこれから普及が期待される新たな環境技術について、積極的な利用や先導的な導入を図ります。
3(1)	省エネルギー設備・建築物の普及・利用を促進 従来よりも二酸化炭素の排出が少ない省エネルギー設備の導入促進を図り、低炭素型の都市にふさわしいエネルギー効率の高い建築物の普及拡大を推進します。
3(1)ア	高効率給湯器、家庭用燃料電池等の最新の省エネルギー・高効率設備などについての情報の集約・発信、相談窓口の設置や導入支援等により普及を促進します。
3(1)イ	住宅における断熱化や、高効率の給湯・暖房システムなどの導入や低炭素住宅の啓発を推進し、低環境負荷住宅の普及を促進します。
3(1)ウ	長期優良住宅制度や住宅性能表示制度等の住宅の省エネルギー化に資する制度を活用し、新築・改築時における住宅の低炭素化を推進します。
3(1)エ	重油等を燃料とする環境負荷の高い設備から、二酸化炭素や大気汚染物質の排出の少ない都市ガスへの燃料転換を促進します。
3(1)オ	建築物新築時に、環境エネルギー性能、再生可能エネルギー導入効果を提供し、建築主が省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入の検討を支援するための仕組みを検討します。
3(1)カ	市内の一定規模以上のオフィスビルや事業所などに、温室効果ガス排出量の報告や削減計画の策定を求めるなど、排出量削減対策が拡充される方策について検討します。
3(1)キ	省エネ法に基づく届出や低炭素建築物認定制度などを活用し、建築物のエネルギー性能の向上を図ります。
3(1)ク	公共施設への省エネルギー技術の計画的な導入に努めるとともに、その効果等を明らかにするなどして、普及拡大につなげていきます。
3(1)ケ	建築物の省エネルギーに関する診断や方策導入の提案など、包括的なサービスを提供するESCO事業の公共施設への導入を検討するとともに、民間施設などへの普及を図ります。
3(2)	創エネルギーの利用拡大 本市の自然的条件に適した、太陽光やバイオマス等などの再生可能エネルギーの利用を拡大します。
3(2)ア	再生可能エネルギーの導入に関する情報の集約・発信や導入支援等により普及拡大を図ります。
3(2)イ	食料や飼料の安定供給に配慮しつつ、化石燃料を代替し得るバイオ燃料の利用促進を図ります。
3(2)ウ	太陽熱や地中熱、下水熱等の熱エネルギーの普及拡大を検討します。
3(2)エ	バイオマス資源を活用した発電の利用拡大を検討します。
3(2)オ	太陽光発電や太陽熱を利用した給湯設備、地中熱を利用したヒートポンプ、木質や汚泥等のバイオマスを利用した発電やボイラーなど、公共施設へ積極的に導入し、再生可能エネルギーの利用の拡大に努めます。
3(3)	蓄エネルギー技術の普及拡大 災害等の停電時や消費電力のピークシフトに活用できる蓄エネルギー技術の普及拡大を図ります。
3(3)ア	プラグインハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車や蓄電池等の蓄エネルギー技術導入に関する情報の集約・発信や導入支援等により普及拡大を図ります。
3(3)イ	公共施設への蓄エネルギー技術の計画的な導入に努め、蓄エネルギー技術の普及拡大を図ります。

省エネ

省エネ機器の導入支援

住宅の断熱化、省エネ機器導入
(仙台市住生活基本計画と関連)

燃料転換促進

環境エネルギー性能、再生可能エネルギー導入検討義務制度

計画書制度

省エネ法に係る届出

公共施設の省エネ化

ESCO導入検討

創エネ

再生可能エネルギー導入支援

バイオ燃料利用促進

熱エネルギーの検討

バイオマス資源による発電

公共施設への再生可能エネルギー導入

蓄エネ

蓄エネ設備導入支援

公共施設への蓄エネ設備導入

フロン類

ノンフロン機器導入促進

フロン類の使用・点検・管理に関する情報提供

フロン類の回収徹底

一酸化二窒素の適正管理

施策体系 4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める

1. 中間案 (H23.1)

番号	施策・事業等
4	循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める まず廃棄物の発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）の取り組みを進めることにより、できるだけ廃棄物を出さないよう努めたうえで、廃棄物を排出する際には、分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進します。3R（スリーアール）の取り組みの後に残った廃棄物については、可能な限り熱回収し、適正に処分します。また、廃棄物の循環システムの構築に当たっては、その適正処理を前提としつつ、地域の特性や循環資源の性質等に応じて最適化します。
4(1)	3R（スリーアール）の推進、焼却処理量の削減 3R（スリーアール）を推進し、焼却処理量を削減するなど、温室効果ガス排出の低減を図ります。
4(1)ア	家庭では食材の使い切りや廃棄時の水切りに努め、事業では食品リサイクル法に基づくリサイクルを促進するなど、生ごみの減量・リサイクルを推進します。
4(1)イ	詰め替え製品の購入や簡易包装を推進するなど、資源を有効かつ大事に使うことについて、引き続き啓発します。
4(1)ウ	廃棄物と資源の分別排出について、認知度が低いと考えられる若年層や中小事業者に対して、実践につながりやすい啓発に努めます。
4(1)エ	生ごみ、剪定枝などの廃棄物系バイオマスのリサイクル手法を検討します。
4(1)オ	環境に配慮した商品の製造やグリーン購入の推進に向けた啓発を行います。

4(2)	廃棄物処理における温室効果ガスの削減 廃棄物の適正処理を前提としつつ、その処理の効率化などにより、低炭素都市づくりにも資する処理体制を構築し、温室効果ガスの削減を図ります。
4(2)ア	廃棄物収集運搬車両の低公害車導入推進を図ります。
4(2)イ	将来の廃棄物の量などの予測を踏まえ、収集運搬体制の最適化を検討します。
4(2)ウ	既存施設の基幹的設備の改良に当たっては、省エネルギーや高エネルギー回収に資する設備の導入を検討します。
4(2)エ	廃棄物の確実な処理を維持しつつ、温室効果ガスをより低減する処理施設の最適化を検討します。
4(2)オ	下水汚泥焼却施設において、燃焼の高度化を推進します。

2. 中間案の修正案

番号	施策・事業等
4	循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める 廃棄物の発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）の取り組みを進めることにより、できるだけ廃棄物を出さないよう努めたうえで、廃棄物を排出する際には、分別を徹底し、再生利用（リサイクル）する3R（スリーアール）を推進します。3Rの取り組みの後に残った廃棄物の処理においては、施設設備や運転の最適化などにより、資源・エネルギーの有効活用も含めた温室効果ガス排出量削減を図ります。
4(1)	市民・事業者・市の連携による3Rの推進 市民・事業者・市が連携してリデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の3R（スリーアール）を推進することにより、資源を大切に使うとともに焼却処理量を削減し、温室効果ガス排出の低減を図ります。
4(1)ア	食材の食べ切りやマイバック持参、分別排出やリサイクルの啓発など、ごみの発生を抑制し資源を有効かつ大事に使う3Rな暮らしと仕事を推進します。
4(1)イ	容器包装や紙類の分別について、分別徹底や資源回収庫の活用など、重点的な啓発を行います。
4(1)ウ	廃棄物と資源の分別排出について認知度が低いと考えられる若年層や中小事業者に対して、重点的に実践につながりやすい啓発を行います。
4(1)エ	環境配慮型店舗・事業所の認定や公表、グリーン購入の独自品目指定や取扱店登録などにより、3Rの輪をつなげます。
4(1)オ	分別収集や選別・資源化などにより、ごみ減量・リサイクルを推進するしくみを整備・運用します。
4(1)カ	生ごみ、剪定枝などの廃棄物系バイオマスのリサイクル手法を検討します。
4(1)キ	仙台市の事業における3Rを推進します。
4(2)	廃棄物処理における温室効果ガス削減とエネルギーの有効活用 廃棄物の適正処理を前提としつつ、設備や運転の最適化などにより、廃棄物処理における温室効果ガスの削減やエネルギーの有効活用を図ります。
4(2)ア	将来の廃棄物の量や質などの予測を踏まえ、収集運搬体制や処理施設の最適化を検討します。
4(2)イ	二酸化炭素排出量の少ない廃棄物収集運搬車両の導入推進を図ります。
4(2)ウ	ごみ焼却施設において、省エネルギーや高エネルギー回収に資する設備の導入を推進します。
4(2)エ	下水汚泥焼却施設において、運転の効率化及び高温焼却施設の導入を推進するとともに、資源化等についても検討します。

< 3Rの推進 >

3R ①全体推進

②重点「物」

③重点「人」

④連鎖確保

制度 ①整備・運用

②新設検討

市事業3R

< 廃棄物処理工程の低炭素化 >

工程 ①最適化

②重点「低公害収運車」

③重点「高効率処理設備」

④重点「下水汚泥処理」

追加

追加

統合

施策体系 5. 低炭素型社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる

1. 中間案 (H23. 1)

番号	施策体系・実施施策
5	先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる 日常生活や事業活動の中で、温室効果ガスの排出削減に寄与する行動を自然に選択していくような社会の仕組みを整えるとともに、より積極的な行動を促したり、そのような行動が定着したりするよう、地域やNPO等の環境団体と連携しながら、市民・事業者等への啓発活動を行います。
5(1)	低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり 二酸化炭素の排出削減につながる行動への社会的な評価を高める、経済的なインセンティブ（動機付け）を設ける、などにより、日常生活や事業活動の中での無理なく、自然に取り組まれる仕組みをつくります。
5(1)ア	ポイント、割引、特典などのインセンティブ（動機付け）を設け、二酸化炭素削減に貢献する行動を誘導します。
5(1)イ	商品・サービスについて、省エネルギー性能や二酸化炭素排出量の分かりやすい表示など、「見える化（可視化）」の促進によって、二酸化炭素排出の少ない商品・サービスの選択への誘導を図ります。
5(1)ウ	エネルギー使用量の報告制度などにより、事業者が自ら削減に取り組む行動を促すとともに、事業者への環境マネジメントシステム導入の促進、必要な助言等を行います。
5(1)エ	カーボン・オフセットの取り組みを普及させるため、啓発イベントの実施や公共事業での導入などについて検討します。
5(1)オ	環境配慮や環境性能の度合いに応じて、商品調達時における優遇措置、開発事業計画に対する条件緩和措置を設けるなど、各種のインセンティブ（動機付け）を通じて環境配慮を促進します。
5(1)カ	省エネルギー対策や新たな環境ビジネスへの支援等を行うため、市民・事業者のカーボン・オフセットの取り組みなどと連動した枠組みづくり（例えば基金など）について検討します。
5(2)	低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 日常生活や事業活動などの中での省エネルギー行動の大切さや、それによる二酸化炭素の削減効果などを、市民に分かりやすく伝えて、手軽に取り組むことができる行動のきっかけづくりを行います。
5(2)ア	小中学校等において、自然環境や地球環境の大切さなどを学ぶ環境教育・学習を継続的に実施するとともに、環境学習の指導者の育成や小中学校の教員を対象とする専門的な研修の実施等に努めます。
5(2)イ	小中学校や教育関連施設への、太陽光発電等の低炭素技術の率先的な導入に努め、環境教育として積極的に活用します。
5(2)ウ	講座やイベント、体験型の学習プログラムの開発、環境教育資料の提供・貸し出しなど、市民・事業者の環境学習の機会を提供します。
5(2)エ	低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを社会に広げ、定着させるため、クールビズ、ウォームビズ、エコドライブ、冷暖房の適正な温度設定、地産池消
5(2)オ	市民、事業者などにとってわかりやすいホームページの環境ポータルサイトの充実、先進事例の情報発信、マスメディアも活用した効果的な広報などを行います。
5(2)カ	本市が設置している「環境交流サロン」や「リサイクルプラザ」を活用し、情報の発信や、環境活動における交流の場・学習拠点としての機能を充実します。
5(2)キ	環境活動を行う地域の取り組みや、市民・事業者・NPO等が協働して行う取り組み等を支援します。
5(3)	低炭素型の技術・産業の育成 低炭素に関する新たな技術の開発やビジネスの創出、普及のための先導的モデルの構築など、東北の中核都市としての本市の特性を生かしながら、社会への組み
5(3)ア	環境をテーマとする産学の情報交流やマッチング支援などを促進するとともに、大学、地域企業、行政の協定の締結等により、環境の保全と創造に向けた連携・協力体制を強化し、具体的な取り組みを促進します。
5(3)イ	省エネルギー型製品等の環境に配慮した商品・サービスの地元企業による開発など、環境と関連したビジネスの創出について検討します。
5(3)ウ	地域単位での特性を生かした取り組みや市民協働での活動など、波及効果を持つ先導的モデルを構築することにより、低炭素ビジネスの創出・振興を図ります。
5(3)エ	ISO14001やみちのく環境管理規格（みちのくEMS）など、事業活動における環境負荷の低減に継続的に取り組んでいく環境マネジメントシステムの普及を促進するとともに、環境に配慮し、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいる小売店舗・事業所の認定制度の普及を図ります。

2. 中間案の修正案

番号	施策体系・実施施策
5	低炭素型社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる 日常生活や事業活動の中で、温室効果ガスの排出削減に寄与する行動を自然に選択していくような社会の仕組みを整えるとともに、より積極的な行動を促したり、そのような行動が定着したりするよう、地域やNPO等の環境団体や関係各機関とも連携しながら、市民・事業者等への啓発活動を行います。
5(1)	低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり 二酸化炭素の排出削減につながる行動を推進するインセンティブ（動機付け）などにより、日常生活や事業活動の中で無理なく自然に取り組まれる低炭素型社会の仕組みをつくります。
5(1)ア	商品・サービスの環境性能や二酸化炭素排出量の「見える化（可視化）」、店舗・オフィスの環境配慮を促進し、市民や事業者の環境配慮型行動を推進し、事業者への環境マネジメントシステム導入の促進を図ります。
5(1)イ	
5(1)ウ	二酸化炭素排出量削減やカーボン・オフセットの取り組みを推進するため、J-クレジット制度の普及について検討します。
5(2)	低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 日常生活や事業活動などの中での省エネルギー行動の大切さや、それによる二酸化炭素の削減効果などを、市民・事業者に分かりやすく伝えて、手軽に取り組むことができる環境配慮行動を推進します。
5(2)ア	低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを社会に広げ、定着させるため、クールビズ、ウォームビズ、エコドライブ、冷暖房の適正な温度設定などについての意識啓発を実施します。
5(2)イ	小中学校等において、自然環境や地球環境の大切さなどを学ぶ環境教育・学習を継続的に実施するとともに、環境学習の指導者の育成や小中学校の教員を対象とする専門的な研修の実施等に努めます。
5(2)ウ	小中学校や教育関連施設への、太陽光発電等の低炭素技術の率先的な導入に努めるとともに、エネルギー教育・学習への活用も検討します。
5(2)エ	講座やイベント、体験型の学習プログラムの開発、環境教育資料の提供・貸し出しなど、市民・事業者の環境学習の機会を提供します。
5(2)オ	本市が設置している「環境交流サロン」や「リサイクルプラザ」を活用し、情報の発信や、環境活動における交流の場・学習拠点としての機能を充実します。
5(2)カ	市民、事業者などにとってわかりやすいホームページの環境ポータルサイトの充実、先進事例の情報発信、マスメディアも活用した効果的な広報などを行います。
5(2)キ	環境活動を行う地域の取り組みや、市民・事業者・NPO等が協働して行う取り組み等を支援します。
5(3)	低炭素型技術・産業の育成支援 低炭素に関する新たな技術開発やビジネス創出の支援、普及促進のための先導的モデルの構築など、東北の中核都市としての特性を生かしながら、社会への
5(3)ア	大学、企業、行政の協定締結等により持続可能な低炭素型技術の研究開発を促進します。
5(3)イ	低炭素型製品や技術を企業と協働で開発し、東北発の低炭素型技術や産業の事業化を推進します。
5(3)ウ	地域単位での特性を生かした取り組みや市民協働での活動など、波及効果を持つ先導的モデルを構築することにより、低炭素ビジネスの振興を支援します。

<制度等社会の仕組み>

低炭素型事業活動・消費行動

環境マネジメントシステム

J-クレジット制度

<普及啓発活動>

啓発 ①全体

②重点「環境教育・学習推進」

③重点「E教育・学習推進」

支援拡充 ①ツール・機会

②学習拠点

③情報発信力

④地域活動支援

<低炭素型技術・産業育成>

研究開発促進

事業化推進

振興支援

